

平成26年12月10日

各団体の労働安全衛生担当者様

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

「化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」に係る
通達の送付について

お世話になっております。

さて、平成26年10月31日付けで「化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」を策定し、11月1日付けで適用になったところです。今般、この改正指針に関する通達を発出しましたので、傘下会員への周知をよろしくお願いいたします。

なお、昨年度までは通達に改正指針の全般的事項と改正事項の両方を示しておりましたが、今回の通達以降は、指針の改正に当たっては改正事項のみを示すこととし、指針の全般的事項については、これまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出することとしたので、ご承知おきください。

また、この指針に関するパンフレットについては、印刷物を作成せず、12月中を目処に厚生労働省ウェブサイトの下記 URL に電子ファイルを掲載する予定ですので、ご承知おきください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/131029-1.html>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生

> 安全衛生関係リーフレット等一覧 > 化学物質による健康障害防止指針の改正について

<送付内訳>

- 平成26年12月3日付け基発1203第6号

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について（協力依頼）

※通達のページ数が多いため、次ページに目次を示しましたので参考にしてください。

<厚生労働省 HP への掲載>

都道府県労働局長あて通達（平成26年12月3日付け基発1203第5号）を厚生労働省ウェブサイトに掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

厚生労働省トップ > 所管の法令等 > 所管の法令、告示・通達等
> 厚生労働省法令等データベースサービス > 登載準備中の通知
> 労働基準局 > 平成26年12月5日掲載

通達の目次

本文		p. 1～3
別紙1	指針対象物質の基本情報	p. 4～5
別紙2	H23.10.28日付け基発1028第4号の参考情報の改正	p. 6
別紙3	屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン 別表2	p. 7～10
別添1	指針公示第25号(改め文)	p. 12～13
別添2	指針の新旧対照表	p. 14～19
別添3	改正後の指針公示第23号	p. 20～27

以上ご連絡いたします。

ご不明の点がございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

《連絡先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室 北村

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線5509)

FAX 03-3502-1598 (安全衛生部FAX)

平成 26 年 12 月 3 日

一般社団法人日本鑄造協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について（協力依頼）

労働基準行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、これまでに 2-アミノ-4-クロロフェノール等 29 物質が定められ、これらの物質に係る指針（平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号。以下「指針公示第 23 号」という。）が公表されております。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 288 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）により、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）を始めとする 11 物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第 23 号においても法令により規制の対象とされなかった業務について所要の措置を講じる必要が生じたため、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」（平成 26 年 10 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 25 号）を別添 1 のとおり策定し、同日付け官報に公示したところです。これにより指針公示第 23 号が別添 2 の新旧対照表のとおり改正され、改正後の指針公示第 23 号（以下「改正指針」という。）は別添 3 のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、改正指針の趣旨を御理解いただき、改正指針及び下記の留意事項について傘下会員に対する周知を図られますとともに、これらの化学物質による健康障害の防止対策が適切に行われるようお願い申し上げます。

なお、従来発出した指針の施行通達においては、指針の全般的事項及び改正事項の両方を示してきたところですが、本通達以降、指針の改正に当たっては改正事項のみを示すこととし、指針の全般的事項についてはこれまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出することとしましたので、併せて御了知ください。

第1 改正指針に追加された対象物質等及びそれらに係る改正指針に基づき講ずべき措置に関する留意事項

改正指針の対象物質は、これまで厚生労働大臣により指針が定められていた2-アミノ-4-クロロフェノール等29物質に加え、法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として追加された以下の5物質（カッコ内はCAS登録番号を示す。以下これらを「DDVPほか4物質」という。）である。

- ・ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）(62-73-7)
- ・スチレン (100-42-5)
- ・1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）(79-34-5)
- ・トリクロロエチレン (79-01-6)
- ・メチルイソブチルケトン (108-10-1)

これらの物質に適用される措置は、改正指針3(3)、4(2)、5、6及び7(1)であり、以下の点について留意が必要である。

(1) 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について（改正指針7関係）

DDVPほか4物質に係る危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付は、法により義務とされていることから、改正指針7(1)に示した措置を講じること。

(2) その他

DDVPほか4物質について、物理化学的性質等の情報を取りまとめ、別紙1のとおり参考資料として示したこと。

第2 クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン及びテトラクロロエチレン（以下「クロロホルムほか5物質」という。）に係る措置内容の変更

クロロホルムほか5物質については指針公示第23号の対象であったが、クロロホルムほか5物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。）が特化則の対象となったところである。

これを受け、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、クロロホルム等有機溶剤業務については、改正指針に規定する措置のうち、「3 対象物質へのばく露を低減するための措置について」、「4 作業環境測定について」、「5 労働衛生教育について」及び「6 労働者の把握について」の適用対象から除外したこと。

第3 作業環境測定に関する参考資料

改正指針により指針の対象に追加されたDDVPほか4物質に関する作業環境測定の方法

及び測定結果の評価に用いる指標（管理濃度等）については、関係者の利便性の向上のため、DDVPほか4物質を含めた全ての指針対象物質について取りまとめた上で、別途発出する予定の指針の全般的事項について示す通達に参考資料として示すこととしたこと。

第4 関係通達の改正

1 指針の施行通達関係

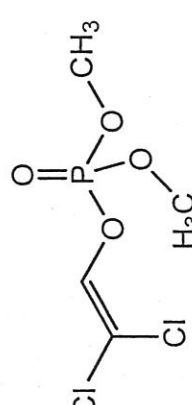
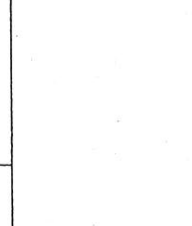
「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について（平成23年10月28日付け基発1028第4号）の一部改正

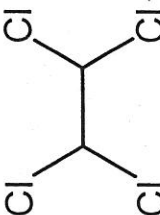
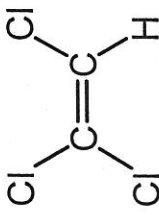
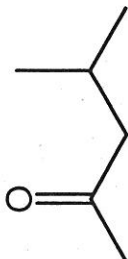
「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示」（平成26年厚生労働省告示第377号）により、1,2-ジクロロプロパンに係る試料採取方法及び管理濃度が改正されたこと等から、参考情報5を別紙2のように改正することとしたこと。

2 屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン関係

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の別表第2を別紙3のとおり改正することとしたこと。

指針対象物質の基本情報

物質の名称 (CAS No.)	主な有害性 発がん性、その他の有害性 (GHS 区分 1 のもの)	性状	用途の例
ジメチル-2,2-ジクロロロビニル ホスフェイト (DDVP) (62-73-7) 	発がん性： IARC 2B その他： 急性毒性 (吸入：蒸気)、皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 神経系 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 神経系・肝臓	特徴的な臭気のある無 色～琥珀色の液体 (沸点 140℃、蒸気圧 1.6Pa (20℃))	家庭用殺虫剤または 文化財燻蒸剤
スチレン (100-42-5) 	発がん性： IARC 2B その他： 生殖毒性 (1B)、吸引性呼吸器有害性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 中枢神経系 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 呼吸器・肝臓・神経系・血液系	無色～黄色の液体 (沸点 145℃、蒸気圧 0.7kPa (20℃))	合成原料 (ポリスチレ ン樹脂、ABS樹脂、 合成ゴム、不飽和ポリ エステル樹脂、塗料樹 脂、イオン交換樹脂、 化粧品原料)

物質の名称 (CAS No.)	発がん性、その他の有害性 (GHS 区分 1 のもの) 主な有害性	性状	用途の例
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5) 	発がん性： IARC 2B その他： 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 中枢神経系・肝臓 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 肝臓・中枢神経系	クロロホルムに似た臭気のある液体 (沸点 146.5°C、蒸気圧 0.6kPa (25°C))	溶剤
トリクロロエチレン (79-01-6) 	発がん性： IARC 1、GHS 発がん性区分 1B その他： 生殖毒性 (1B) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体 (沸点 87°C、蒸気圧 7.8kPa (20°C))	代替フロン合成原料、脱脂洗浄剤、工業用溶剤、試薬
メチルイソブチルケトン (108-10-1) 	発がん性： IARC 2B その他： 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 神経系	特徴的な臭気のある無色の液体 (沸点 117～118°C、蒸気圧 2.1kPa (20°C))	硝酸セルロース及び合成樹脂、磁気テープ、ラッカー溶剤、石油製品の脱ロウ溶剤、脱脂油、製薬工業、電気メッキ工業、ピレトリン、ペニシリン抽出剤

※IARC (国際がん研究機関) 発がん性分類

1: ヒトに対して発がん性を示す

2B: ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

<平成 23 年 10 月 28 日付け基発 1028 第 4 号の参考情報 5 の改正版（改正箇所は下線部）>

1,2-ジクロロプロパンの基本情報

構造式	CH ₂ Cl-CHCl-CH ₃	
別名	二塩化プロピレン	
CAS No.	78-87-5	
物理化学的性質	分子量	112.99
	比重	1.1559
	融点	-100.4℃
	沸点	96.4℃
	蒸気圧 (25℃)	53.3mmHg
	溶解性 (水・25℃)	2.8g/L
	分配係数 (logPow)	1.98
	引火点	16℃ (密閉式)
	常温での性状	無色の液体であり、特徴的な臭気 (クロロホルム臭) がある。常温 (20℃) で液体であるが、沸点が低く、蒸気圧も非常に高いため、蒸発したガスを吸入しないよう、注意が必要である。また、脂溶性が比較的高い物質であるため、体内に蓄積し、慢性的健康障害を発現する懸念がある。
生産量	—	
用途	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び四塩化炭素の原料、金属洗浄溶剤、石油精製用触媒の活性剤	
労働安全衛生法による規制の現状	施行令第18条 (名称等を表示すべき危険物及び有害物) 施行令第18条の2 (SDS対象物質) 施行令別表第3 (特定化学物質・第二类物質) 特定化学物質障害予防規則 (特別有機溶剤等、特別管理物質)	
がん原性評価	IARC : 1 (carcinogenic to humans) 日本産業衛生学会 : 第2群A (ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質であって、証拠がより十分な物質) ACGIH : A4 (Not classifiable as a human carcinogen)	
国が実施したがん原性試験等の結果概要 (吸入)	ラットでは、雄雌に鼻腔腫瘍の発生増加が認められ、がん原性を示す証拠であると考えられた。 マウスでは、雄にハーダー腺の腺腫の発生増加が認められ、雄に対するがん原性を示唆する証拠であると考えられた。また、雌に細気管支-肺胞上皮がんを含む肺腫瘍の発生増加が認められ、雌に対するがん原性を示す証拠であると考えられた。	
変異原性の有無、強さ	日本バイオアッセイ研究センターで実施した変異原性試験では、微生物を用いた試験で代謝活性化のある場合及びない場合とも、使用した全ての菌株で陰性を示した。文献によると、微生物を用いた試験 (代謝活性化のある場合及びない場合とも)、培養細胞を用いた染色体異常試験と姉妹染色分体交換試験、マウスリンフォーマ試験で陽性の結果が報告されている。	
その他の主要な有害性	① ヒトへの影響では、皮膚に刺激を有し、眼に対して、回復性のある中等度の刺激性を有する。また皮膚感作性が認められる。 ② 単回ばく露で、ショック、心血管系への障害が認められて死亡、解剖所見では肝臓の壊死、腎臓への急性影響、腎尿細管壊死、中枢神経系抑制に起因すると考えられる疲労感の事例がある。 ③ 反復ばく露では、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の機能障害の事例がある。	
ばく露限界	管理濃度 : 1ppm ACGIH : 10 ppm (TLV-TWA)、日本産業衛生学会 : 1 ppm	
資料出所	「労働安全衛生法有害性調査制度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集 補遺 2 版」(社) 日本化学物質安全・情報センター (2000)	

別表第2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1 2-アミノ-4-クロロフェノール	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
2 アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせたろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法
3 2, 3-エポキシ-1-プロパノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
4 塩化アリル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5 オルト-フェニレンジアミン及びその塩	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
6 キノリン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
7 1-クロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
8 クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
9 酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10 四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

		は、ガスクロマトグラフ 分析方法
1 1 1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集 方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 2 1, 2-ジクロロエ タン (別名二塩化エチレ ン)	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあつては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
1 3 1, 4-ジクロロ 2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分 析方法
1 4 2, 4-ジクロロ 1-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 5 1, 2-ジクロロプ ロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 6 ジクロロメタン (別 名二塩化メチレン)	固体捕集方法又は直接捕集 方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 7 N, N-ジメチルア セトアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 8 ジメチル-2, 2- ジクロロビニルホスフェ イト (別名DDVP)	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 9 N, N-ジメチルホ ルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
2 0 スチレン	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあつては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
2 1 1, 1, 2, 2-テ トラクロロエタン (別名	液体捕集方法又は固体捕集 方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法

四塩化アセチレン)		2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 2 テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 3 1, 1, 1-トリクロロエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 4 トリクロロエチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 5 ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 6 パラジクロルベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 7 パラニトロアニソール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 8 パラニトロクロルベンゼン	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 9 ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
3 0 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

		法
3 1 2-ブテナール	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
3 2 1-ブロモ-3-クロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
3 3 1-ブロモブタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ質量分析方法
3 4 メチルイソブチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法